

新潟県立新津工業高等学校同窓会 役員・評議員・顧問名簿

任期：令和元年10月20日～令和3年度総会迄

会 長	川内 勝 (13E) ※13回生 電気科卒	
副 会 長	山田 秀樹 (12e)	佐藤 仁是 (13E)
	石黒 利幸 (14e)	
幹 事	阿部 英司 (6M)	吉澤 和久 (13M)
	堀田 宏 (20e)	坂爪 裕介 (29E)
会 計	大野 和也 (15M)	
会計監査	藤原 繁 (5e)	五十嵐 宏明 (30S)

評 議 員	笠原 由博 (1E)	楯 富雄 (3M)
	田辺 篤 (3E)	谷内田 秋雄 (3e)
	長谷川 貢 (5M)	笠原 悦雄 (6M)
	佐藤 俊英 (6E)	島倉 弘 (6E)
	田中 重之 (8e)	土田 勝男 (9E)
	関口 敬三 (10M)	南場 恭夫 (11M)
	五十田 規 (17E)	加藤 知巳 (20M)
	斎藤 靖 (20e)	石井 英夫 (28e)

顧 問	小柳 新一 (1E)	岡村 茂 (1M)
	高塚 則明 (8e)	

※ () 内、数字は卒業期

英字は卒業科…M＝機械科 E＝電気科 e＝電子科 S＝機械システム科

新潟県立新津工業高等学校同窓会会則

【第1章】 総 則

- 第1条 本会は新津工業高等学校同窓会と称し、事務局を新津工業高等学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を計り、母校の発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会会員は下記によるものとする。
・正会員 / 母校の卒業生 ・特別会員 / 母校の職員ならびに旧職員

【第2章】 役 員

- 第4条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|---------|-----|--------------------|
| 会 長 | 1名 | 評議員会で推薦、総会で承認を受ける。 |
| 副 会 長 | 若干名 | 会長が推薦、評議員会で承認を受ける。 |
| 幹 事 | 若干名 | 会員中より会長が委嘱する。 |
| 会 計 | 1名 | 評議員会で推薦、総会で承認を受ける。 |
| 会 計 監 査 | 2名 | 会員中より選出する。 |
- 第5条 役員任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

【第3章】 職 別 及 び 機 関

- 第6条 会長は本会を代表し、一切の会務を総理。必要に応じ評議員会・総会を開催する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の任務を代行する。
 - 3 幹事は会長の指示に従い、必要とする事務全般を行う。
 - 4 会計は本会の会計事務全般を行う。
 - 5 会計監査員は会計を監査する。
- 第7条 本会には審議機関として評議員会を置き、役員と評議員で構成する。
- 2 評議員は若干名とし、会員中より会長が推薦、評議員会で承認を受ける。
 - 3 評議員会は、本会運営に関する総会議案等を審議する。

- 第8条 本会の最高議決機関は総会とし毎年1回これを開く。
但し、評議員会の要望により必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2 総会では、会則改正・会務・会計など評議員会から提出されたものを審議する。
- 第9条 本会には顧問をおくことができる。顧問は、本会の発展に貢献した者を評議員会で推薦し会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。
- 第10条 本会員10名以上居住する地区、または職場に支部を設置することができる。

【第4章】 会 計 事 務

- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。
- 第12条 本会の経費は正会員の会費及び寄付金で充当する。
- 第13条 本会の会費は入会金及び特別会費とし、入会金は卒業時に一括納入する。

【第5章】 附 則

- 第14条 本会則は昭和41年3月7日より施行する。

昭和45年8月15日改正
昭和61年12月7日改正
平成7年11月12日改正
平成18年11月11日改正
平成25年6月8日改正

昭和56年11月8日改正
平成元年11月12日改正
平成15年10月25日改正
平成23年7月16日改正